

見 本

人材紹介に関する基本契約書

医療法人〇〇会 △△△病院 (以下「甲」という)と株式会社メディカルサポート(以下「乙」という)は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、下記のとおり基本契約を締結する。

中 略

第4条

(対価の支払い及び時期)

1. 甲は採用候補者を内定した場合は、速やかに採用決定の旨、乙に連絡するとともに所定の「採用決定通知書」を乙に交付する。また人材紹介の対価として、乙に対し下記に基づくコンサルタント料を支払う。
2. 甲は乙の指定する銀行口座に採用候補者が入社した月の翌月末までにコンサルタント料を支払うものとする。ただし、入社日が月の初日となる場合は当該月末までとする。
3. 甲が乙から採用候補者の紹介を受けた後、乙を通さず直接もしくは間接的に採用候補者に連絡・交渉し、採用に至った場合についても、同様にコンサルタント料を支払わなければならない。期間は乙が甲に紹介した日から12ヶ月以内とする。
4. コンサルタント料は採用候補者の下記想定年収(税込み)に料率20%を掛けた額とする。(消費税は別途とする)
・想定年収＝月額固定給(*)×12ヶ月＋その他手当(夜勤手当等)＋賞与＋燃料手当
(*)月額固定給＝基本給＋資格手当＋家族手当＋住宅手当＋調整手当＋精勤手当等

第5条

(返金規定)

1. 採用候補者が採用後、入社日より1ヶ月以内に自己都合退職をした場合、乙はコンサルタント料の90%を甲に返還するものとし、入社日より3ヶ月以内の自己都合退職の場合は、コンサルタント料の50%を返還するものとする。
2. 採用候補者が内定後、甲の事由による採用取り消しあるいは退職、甲の都合による解雇の場合は前項は適用されない。